

REPORT

信用保証レポート
Vol.88
令和2年7月号

◆掲載内容◆

- ・川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金について
- ・川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金に係るモニタリング報告書提出について
- ・ディスクロージャー誌を発行しました
- ・専門家派遣のご案内
- ・信用保証対象業種の拡大について
- ・事業承継特別保証制度の一部改正について
- ・業務概況、各区分別保証状況(令和2年5月末)
- ・『起業家向け無料相談』窓口について
- ・事務所のご案内

表紙【東扇島東公園】
(川崎市川崎区)



川崎市信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

川崎市信用保証協会は、**KAWASAKI Frontale** を応援しています
©川崎フロンターレ

川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金について

新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、事業継続や経営の安定を図ることを目的に創設されました。

また、令和2年6月15日には、保証限度額が3,000万円から4,000万円に引き上げられました。制度の概要は次のとおりです。

項目	内容		
資格要件	次の(1)から(3)、いずれかの認定を受けた川崎市内に事業所等を有する中小企業者 (1)中小企業信用保険法第2条第5項第4号(以下「セーフティネット4号」という。)の規定による認定 (2)中小企業信用保険法第2条第5項第5号(以下「セーフティネット5号」という。)の規定による認定 (3)中小企業信用保険法第2条第6項(以下「危機関連保証」という。)の規定による認定 なお、(1)及び(3)については新型コロナウイルス感染症に係るものに限りま。		
保証限度額	1事業者につき4,000万円(他協会での利用を含む。)		
対象資金	経営の安定に必要な事業資金		
返済方法	一括返済(保証期間1年以内に限る。)又は分割返済		
保証期間	10年以内(据置期間5年以内を含む。)		
保証料率	対象者	認定	保証料率
	個人(小規模事業者)	セーフティネット4号 セーフティネット5号 危機関連保証	年0.0%:国が全額補助
	個人(小規模事業者以外)及び法人	セーフティネット4号 セーフティネット5号* *売上減少率15%以上	
		セーフティネット5号* *売上減少率15%未満	国が補助後 年0.425% 年0.525%* *経営者保証免除対応の場合
<p>なお、条件変更保証料は補助対象外 次の①及び②の要件を満たすものは、経営者保証を免除することができる。</p> <p>①直近の決算書が資産超過であること ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていないこと</p>			
担保	無担保(既設定根抵当権を除く。)		
保証人	原則として代表者以外の連帯保証人は徴求しません。 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しません。		
貸付金利	融資期間 1年以内:年0.9%以内 1年超3年以内:年1.2%以内 3年超5年以内:年1.4%以内 5年超10年以内:1.6%以内	} 貸付から3年間、全額利子補給を実施	
	なお、セーフティネット5号(売上減少率15%未満)の認定を受けた法人及び小規模事業者以外の個人の場合、融資期間に関わらず年1.7%以内で、利子の補給はありません。		
借換	この制度の保証を同制度の保証で借換えることは、基本的にできません。		
申込方法	川崎市中小企業融資制度取扱金融機関経由		
添付資料	(1)セーフティネット4号、5号又は危機関連保証の規定による市町村長又は特別区長の認定書 (2)金融機関チェックシート (3)経営者保証免除対応を適用する場合は、経営者保証免除対応確認書		

【お問合せ先】

企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金に係るモニタリング報告書提出について

据置期間が1年を超える場合、取扱金融機関はモニタリングを行う必要があります。貸付日の属する半期を初回の対象期間としており、報告時期は、対象期間終了後2ヵ月以内とし、上半期分（4月から9月）の報告時期は11月末まで、下半期分（10月から3月）の報告時期は5月末までとしています。なお、令和2年上半期分の初回報告時期につきましては、令和3年2月28日まで猶予されています。

例1) 貸付実行日：令和2年5月15日

第1回対象期間：令和2年5月15日から令和2年9月30日

第1回報告時期：令和2年10月1日から令和3年2月28日

例2) 貸付実行日：令和2年11月16日

第1回対象期間：令和2年11月16日から令和3年3月31日

第1回報告時期：令和3年4月1日から令和3年5月31日

ディスクロージャー誌を発行しました

「川崎市信用保証協会の現況2020」を発行しました。平成31年度の業務実績の他、経営支援などの取組み内容等について掲載しています。

各所に送付していますが、追加の希望があればご連絡ください。

【お問合せ先】
総務企画課 044-211-0503



専門家派遣のご案内

当協会では、中小企業の経営課題解決のため、一般社団法人神奈川県中小企業診断協会に登録している中小企業診断士や一般社団法人日本公認会計士協会に所属する公認会計士の中から、対象者の事業内容や経営課題に適した専門家を派遣する経営支援を行っています。

詳しくは当協会ホームページに掲載している専門家派遣のチラシをご参照ください。

信用保証対象業種の拡大について

令和2年5月15日保証申込受付分から信用保証対象業種の見直しが行われました。
新たに信用保証の対象となった業種は次のとおりです。

(1) 風俗営業に係る飲食業等

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第3条第1項の適用を受ける接待飲食等営業（公序良俗に反するなど社会的に批判を受ける恐れのあるものを除く。）

(2) 場外車券・馬券・舟券売場、競争場等

競輪・競馬場等の競走場、競技団、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬予想業等

(3) パチンコホール等

ぱちんこ屋（パチンコ、スロット）に加え、パチンコホールに準ずるもの

(4) 上記以外

興信所（専ら個人の身元、身の上、素行、思想調査等を行うものに限る。）、易断業、観相業、相場案内業（けい線屋）、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、芸ぎ周旋業

(1) の申込については風営法に係る営業許可証（写）が必要です。また、一部業種については、専用様式（確認書）の提出が必要です。様式は当協会ホームページの金融機関専用ページからダウンロードしてご利用ください。

(川信保様式第89号)

確認書

川崎市信用保証協会 部中
申込人名

1. 事業内容
 ①接待飲食等営業 ②パチンコホール ③芸ぎ業

2. 店舗名及び所在地
（5店舗以上の場合は別紙を作成して提出してください。（任意書式））

順	店舗名	所在地
1		
2		
3		
4		
5		

3. 事業形態・提供するサービス内容

4. 業種別確認事項

【接待飲食等営業】
 飲食店等は同様の業種の相場と比較して高くはない。
 公序良俗に反するなどの社会的に批判を受けるおそれはないと判断した。
【業種の確認申請を承認し、適切と判断した種別を記載してください。】

【パチンコホール】
 三輪方式における三輪の一体性が無い。
 営業可能に加盟している。（加盟している場合、加盟団体の名称を以下に併記してください。）
【業種の確認申請を承認し、適切と判断した種別を記載してください。】

詳細につきましては5月中旬に金融機関本部又は本・母店等にお送りした、「中小企業信用保証対象外業種の変更に伴う信用保証対象業種の見直しについて（ご連絡）」をご確認ください。

【お問合せ先】
経営支援推進課 044-211-0504

事業承継特別保証制度の一部改正について

後継者の経営者保証が事業承継の大きな障害とされていることから、信用保証協会では経営者保証を必要としない事業承継特別保証制度を令和2年4月1日に創設し、令和2年6月15日からは、資格要件(3)④の判断基準日を緩和しました。

本制度に関する相談等は、下記までお問合せください。

制度の概要は次のとおりです。

項目	内容
資格要件	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④の要件をすべて満たす法人であること ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率(注1)が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと(注2) (注1) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費) (注2) 申込日が危機関連保証発動期間中である場合においては、その判断基準日を申込日又は令和2年1月31日(危機関連保証の始期の前日)とする。
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)
対象資金	事業資金 資格要件(1)は既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借換も可能(ただし資格要件(2)は、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した中小企業者にあつては、事業承継前に保証人を提供している既往借入金の返済資金に限る。)
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内を含む。)
保証料率	0.45%~1.90% 0.20%~1.15%(経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合) 川崎市事業承継特別保証資金を利用する場合は、0.225%~0.95%となり、さらに経営者保証コーディネーターによる確認を受けることで、信用保証料の本人負担がなくなります。
担保	必要に応じて徴求する。
保証人	徴求しない
貸付金利	金融機関所定利率(川崎市事業承継特別保証資金を利用する場合は、年1.6%以内となります。)
申込方法	金融機関経由(与信取引のある金融機関に限る。)
添付資料	(1)事業承継計画書 (2)財務要件等確認書 (3)借換債務等確認書(既往借入金を借り換える場合) (4)他行借換依頼書兼確認書 (既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合) (5)事業承継時判断材料チェックシート (経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%~1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)

【お問合せ先】

企業支援課 044-211-0501
 北支所企業支援課 044-850-0055

【資料】

業務概況（令和2年5月末）

単位：千円、%

	当月中			年度累計		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
保証承諾	1,157	22,561,357	1045.8	1,795	37,150,937	918.2
保証債務残高	-	-	-	13,011	138,887,450	112.3
代位弁済	16	266,225	342.6	31	365,327	182.5
回収	-	24,673	44.1	-	51,699	62.4

【保証承諾】

保証承諾は1,795件(535.8%)、37,150,937千円(918.2%)で、件数、金額ともに前年を大きく上回りました。

・金融機関別

すべての金融機関群別で前年を大きく上回りました。

・業種別

すべての業種別で前年を大きく上回りました。

・制度別

川崎市制度(1159.1%)は前年を大きく上回りましたが、協会制度(70.8%)及び協会一般保証(34.0%)は前年を大きく下回りました。

新型コロナウイルス感染症に関連した保証は、年度累計で1,593件、34,589,416千円と保証承諾全体の件数88.7%、金額93.1%を占めており、そのうち新型コロナウイルス感染症対応資金は、960件、16,090,316千円となっています。

【保証債務残高】

保証債務残高は13,011件(100.3%)、138,887,450千円(112.3%)で、件数、金額ともに前年を上回りました。

【代位弁済】

代位弁済は31件(258.3%)、365,327千円(182.5%)で、件数、金額ともに前年を上回りました。

各区分別保証状況（令和2年5月末）

1. 金融機関群別保証承諾状況

単位：千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	17	312,500	60.7	86	3,652,000	1168.6
地方銀行	17	231,000	71.9	154	5,308,066	2297.9
信託銀行	0	0	-	0	0	-
第二地銀協加盟行	10	161,700	44.7	85	2,059,500	1273.7
信用金庫	290	3,309,050	89.4	1,464	25,727,371	777.5
信用組合	0	0	-	0	0	-
農業協同組合	0	0	-	0	0	-
商工中金	1	32,000	44.4	6	404,000	1262.5
日本公庫	0	0	-	0	0	-
その他	0	0	-	0	0	-
合計	335	4,046,250	81.4	1,795	37,150,937	918.2

2. 金融機関群別保証債務残高状況

単位：千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	1,480	18,974,830	82.7	1,276	18,103,467	95.4
地方銀行	1,131	12,822,501	82.8	1,053	14,799,365	115.4
信託銀行	0	0	-	0	0	-
第二地銀協加盟行	456	5,736,890	97.3	479	6,706,919	116.9
信用金庫	9,808	84,905,672	98.3	10,114	98,155,424	115.6
信用組合	0	0	-	0	0	-
農業協同組合	1	201	68.4	1	108	53.8
商工中金	101	1,257,956	86.0	88	1,122,167	89.2
日本公庫	0	0	-	0	0	-
その他	0	0	-	0	0	-
合計	12,977	123,698,050	93.6	13,011	138,887,450	112.3

3. 金融機関群別代位弁済状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	2	23,880	92.8	2	60,320	252.6
地方銀行	3	43,677	103.4	3	21,287	48.7
信託銀行	0	0	-	0	0	-
第二地銀協加盟行	0	0	-	1	18,315	-
信用金庫	7	132,677	39.2	25	265,404	200.0
信用組合	0	0	-	0	0	-
農業協同組合	0	0	-	0	0	-
商工中金	0	0	-	0	0	-
日本公庫	0	0	-	0	0	-
その他	0	0	-	0	0	-
合計	12	200,233	46.0	31	365,327	182.5

4. 業種別保証承諾状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	43	522,500	65.7	240	5,683,100	1087.7
卸売業	26	515,300	78.5	164	4,317,850	837.9
小売業	58	646,570	113.1	406	7,305,841	1129.9
建設業	114	1,314,060	76.5	421	9,523,630	724.7
サービス業	59	670,800	82.8	437	7,040,966	1049.6
不動産業	23	255,020	88.6	76	1,636,250	641.6
その他の産業	12	122,000	91.7	51	1,643,300	1347.0
合計	335	4,046,250	81.4	1,795	37,150,937	918.2

5. 業種別代位弁済状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	3	12,094	24.1	5	79,586	658.1
卸売業	0	0	-	6	50,959	-
小売業	1	5,280	5.9	2	18,560	351.5
建設業	8	182,859	161.5	15	199,941	109.3
サービス業	0	0	-	2	13,946	-
不動産業	0	0	0.0	1	2,334	-
その他の産業	0	0	0.0	0	0	0.0
合計	12	200,233	46.0	31	365,327	182.5

6. 制度別保証承諾状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
協会制度	31	524,300	71.0	22	371,100	70.8
内、創業	0	0	-	0	0	-
川崎市制度	286	3,162,650	85.7	1,767	36,657,837	1159.1
内、コロナ対応資金	-	-	-	960	16,090,316	-
内、小規模資金	53	494,650	83.0	21	220,000	44.5
内、経営安定資金	49	1,266,700	76.5	669	19,401,500	1531.7
内、経安災害コロナ	-	-	-	288	7,008,800	-
内、危機対策コロナ	-	-	-	315	10,528,800	-
内、創業	15	91,700	163.8	15	74,000	80.7
協会一般保証	18	359,300	66.1	6	122,000	34.0
合計	335	4,046,250	81.4	1,795	37,150,937	918.2

7. 制度別代位弁済状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
協会制度	2	61,598	71.4	5	17,868	29.0
内、創業	0	0	-	0	0	-
川崎市制度	9	133,355	41.2	25	346,400	259.8
内、コロナ対応資金	-	-	-	0	0	-
内、小規模資金	4	47,347	80.4	4	32,650	69.0
内、経営安定資金	2	34,719	23.7	7	178,968	515.5
内、経安災害コロナ	-	-	-	0	0	-
内、危機対策コロナ	-	-	-	0	0	-
内、創業	0	0	0.0	1	7,339	-
協会一般保証	1	5,280	20.8	1	1,059	20.1
合計	12	200,233	46.0	31	365,327	182.5

『起業家向け無料相談』窓口について

川崎市信用保証協会は、川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するため『起業家向け無料相談』窓口を設置しております。

対象	川崎市内での創業希望者
相談日	平日
相談時間	9時00分～17時00分 (1回：45分)
相談員	川崎市信用保証協会職員
相談場所	次の3箇所からお選びいただけます。 ① 川崎市信用保証協会本所 ② 川崎市信用保証協会北支所 ③ 川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）

お問合せ先
企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

未来を拓く川崎の企業をサポートする

事務所のご案内



※本所駐車場について
当協会本所には駐車場がございません。駐車場をご利用の場合は、川崎駅東口広場公共駐車場（アゼリア駐車場）をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。



※無料シャトルバス（AM10：00～）について
乗り場：溝の口駅北口バスターミナル
9番乗り場「FKSP行き」
※北支所駐車場について
当協会北支所の駐車場はKSP地下駐車場をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。

信用保証を利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します

※反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

川崎市信用保証協会「信用保証レポート」
通巻 第88号 令和2年7月1日発行（奇数月発行）
発行者 川崎市川崎区日進町1番地66
川崎市信用保証協会

